

T・C・Cブラッドバンク規約

(目 的)

第1条 T・C・Cブラッドバンクは、その会員及び家族が疾病又は不慮の事故によって輸血のための血液を必要とする場合に相互扶助の精神によって、健全な血液を供給することを目的とする。

(会員の資格)

第2条 T・C・C会員及び登美丘カトリック教会・幼稚園関係者を中心としてこの会の主旨に賛同して参加を申し出た者をもって組織する。

(会員の権利)

第3条 会員または家族が輸血のための血液を必要とする場合は、ブラッドバンク事務局に申し出て、これを受けることができる。

(会員の義務)

第4条 会員及びその家族は、T・C・C役員会の決定に従って順次献血しなければならない。

(会の運営)

第5条 会の運営はT・C・Cが行ない、T・C・C内にブラッドバンク事務局を設ける。事務局長にはT・C・Cパートナーがあたり、2名の世話人を置く。

(重要事項の決定)

第6条 T・C・C役員会は事務局の立案に基づき、献血計画の決定、特殊な受血対象の承認、その他献血及び受血に関する重要な事項の決定を行なう。

(事務局の業務)

第7条 事務局は、献血計画の立案、献血の受付・連絡・指導、献血手帳の保管・管理、会員名簿及び献血者名簿の作成管理、会員証の発行、奈良県薬務課との連絡、その他献血及び受血に必要な業務を行なう。

(献血手帳の管理)

第8条 献血手帳は事務局が一括管理し、当規約に基づいて使用する。

(規約の改廃)

第9条 この規約の改廃は、T・C・C役員会の議決による。

(規約の施行)

第10条 この規約の施行に関し、必要な事項は事務局が定める。

(事務局所在地)

奈良市中登美丘2丁目 登美丘カトリック教会 司祭館内 電話 0742(44)8 8 4 1

(以 上)